様式第１号

（表）

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業特定認定申請書

　　年　　月　　日

（あて先）千葉市長

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者住所  （法人にあっては、主たる事務所の所在地） |  |
| 申請者氏名  （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） | （※） |
| （※）法人の場合は、記名押印してください。  法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。 | |
| 連絡先電話番号  連絡先メールアドレス | ＠ |

国家戦略特別区域法第１３条第１項に規定する特定認定を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設 | 名称 | フリガナ | | |
|  | | |
| 所在地 | 千葉市　　　区  （用途地域）  （電話） | | |
| 行おうとする事業の内容 | | |  | |
| 構造設備の概要 | | |  | |
| 各居室の床面積 | | |  | |
| 各居室の設備及び器具の状況 | | |  | |
| 施設内の清潔保持の方法 | | |  | |
| 手数料領収印 | 受付印 |
| 円 |  |

（裏）

|  |  |
| --- | --- |
| 滞在に必要な役務の内容及び当該役務を提供するための体制 |  |
| 施設のホームページアドレス |  |
| 滞在者が日本国内に住所を有しない外国人であることを確認する方法 |  |
| 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せを受けるための連絡先 | （責任者氏名）  （責任者連絡先） |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者が国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第１３条第４項各号（以下のとおり）に該当することの有無及びその内容 | 無・有(内容) |
| （１）精神の機能の障害により、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  （２）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  （３）法第１３条第１３項（第１号及び第２号に係る部分を除く。）の規定により特定認定を取り消され、その取消しの日から起算して３年を経過しない者（当該特定認定を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの日前３０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して３年を経過しないものを含む。）  （４）禁錮以上の刑に処せられ、又は法第１３条第１４項から第１６項までの規定若しくは旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しない者  （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して５年を経過しない者（（８）において「暴力団員等」という。）  （６）営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が（１）から（５）までのいずれかに該当するもの  （７）法人であって、その業務を行う役員のうちに（１）から（５）までのいずれかに該当する者があるもの  （８）暴力団員等がその事業活動を支配する者 |  |

注　太線の枠内のみを記載すること。

添付書類

１　申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

２　申請者が個人である場合には、住民票の写し

３　賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る約款（外国語表記とその日本語訳）

４　施設の構造設備を明らかにする図面

５　施設の周辺地域の住民に対する説明の方法及びその記録（説明に使用した書面を含む。）

６　施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切に対応するための体制及びその周知方法

７　消防法その他の消防に係る関係法令に適合していることを証する書面の写し

８　水道法第４条第１項各号に掲げる要件を備えるものであることを証する水質検査の結果を記載した書面の写し（水質検査結果書）（使用する水が水道法第３条第１項に規定する水道及び千葉市小規模水道条例第２条第１号に規定する小規模水道により供給される水以外の場合）

９　施設を事業に使用するための権利を有することを証する書面

10　付近見取図（施設の位置及び当該施設の所在地を中心とした半径１００メートルの区域がわかるもの）

11　居室内に備え付ける施設の使用方法に関する案内書（外国語表記とその日本語訳）

12　その他市長が必要と認める書類